

令和4年3月15日

外国人技能実習機構
技能実習部援助課

技能実習生手帳の改訂及び技能実習生手帳追加配付の御案内

外国人技能実習機構（以下「機構」という。）は、技能実習生に対し、日本での技能実習を支援することを目的として、技能実習関連法令、申告又は相談の窓口、技能実習生として日本で生活を送る上で知っておくべき知識等、技能実習を行うに当たって必要な内容を記載した技能実習生手帳を作成し、入国時に地方出入国在留管理局を通じて配付しています。

先般、技能実習生手帳の改訂を行い、令和4年3月から第6版として同手帳の配付を開始しました。一方で、何らかの事情により技能実習生が同手帳を所持していない場合は、監理団体（企業単独型の場合は実習実施者）を通じて技能実習生手帳の追加配付を行っているところです。

当該追加配付に係る取扱いについては、下記のとおりとしますので御留意願います。

記

1 追加配付対象者

本邦に在留中の技能実習生で、紛失等により現在技能実習生手帳を保持していない者

2 概要

（1）技能実習生手帳は、以下の9言語で作成しています。

ベトナム語、中国語、インドネシア語、フィリピン語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語、英語

（2）サイズ、重量

B6版、約121グラム／冊、厚さ約6.5mm

3 申込みについて

追加配付の申込みは、企業単独型の実習実施者又は監理団体が行う

ことができます。申込書（別紙参照）に必要部数（言語別）等必要事項を記載し、あらかじめ送付先（送付先は団体監理型の実習実施者、技能実習生の宿泊施設も可）を記載した返信用レターパック又はゆうパック等の着払い伝票を同封の上、下記4の連絡先へ送付し、申し込んで下さい。

【参考】

技能実習生手帳の送付冊数の目安について、レターパックライトは8冊まで、レターパックプラスは18冊までとなっています。19冊以上の送付を希望される場合は、着払い伝票での対応をお願いします。（注）着払いの場合、配送料は配送業者の規定によります。FAXでのお申し込みは受け付けておりません。

4 連絡先

外国人技能実習機構本部技能実習部援助課

技能実習生手帳担当 宛て

所在地：〒108-0022 東京都港区海岸 3-9-15 LOOP-X 3階

電話番号：03-6712-1523

5 その他

機構ホームページ (<https://www.otit.go.jp/notebook/>) に同手帳の電子版（言語別・PDFデータ）を掲載しています。ダウンロード又は印刷して御活用願います。

また、技能実習生手帳アプリの運用を令和3年7月から開始しています。このアプリには手帳の最新版、母国語相談窓口、災害情報等を確認することができます。スマートフォンを所持している技能実習生の皆様に対して、積極的に御周知をお願いします。

なお、技能実習生手帳アプリのダウンロードをもって、技能実習生手帳を自身で保管しているものとみなしています。同アプリの詳細はリーフレットを御確認願います。

<https://www.otit.go.jp/files/user/220307-120.pdf>